

# 長崎県立大学副学長に関する規程

〔平成20年11月5日〕  
規程第50号

改正 平成23年4月1日規程第29号

改正 平成26年12月2日規程第19号

改正 平成27年3月3日規程第35号

## (趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第7条の3第2項の規定に基づき、長崎県立大学副学長（以下「副学長」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [平成23年規程第29号]

## (職務)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

一部改正 [平成23年規程第29号、平成27年規程第35号]

## (選考)

第3条 副学長候補者の選考は、学長が行う。

## (選考の時期)

第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、副学長候補者の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき
- (2) 副学長が辞任を申し出たとき
- (3) 副学長が欠員となったとき

2 副学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号または第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

## (選考の基準)

第5条 副学長候補者は、本学の内外を問わず、人格が高潔で学識が優れ、かつ、学長補佐として大学行政の運営能力を有する者の中から選考する。

## (教育研究評議会の意見)

第6条 学長は、副学長候補者の選考に当たっては、教育研究評議会の意見を聴くものとする。

## (任命の申出)

第7条 学長は、第3条の選考を行ったときは、副学長の任命について理事長に申出を行うものとする。

## (任期)

第8条 副学長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、学長の任期が終了するときは、副学長の任期も終了する。ただし、学長が任期満了前に辞任をした場合又は欠員となった場合における副学長の任期は、新たに学長が就任するまでとする。

## (解任)

第9条 学長は、副学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他副学長たるに適しないと認

めるときは、理事長に対して解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があるとき

2 学長は、前項の申出をしようとする場合には、当該副学長に対し弁明の機会を与えるものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、副学長の選考及び任期等に関し必要な事項は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が定める。

一部改正[平成27年規程第35号]

附 則

改正 平成26年12月2日規程第19号

- 1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し、現に副学長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 平成27年4月1日に任命される副学長の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成23年4月1日規程第29号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月2日規程第19号）

この規程は、平成26年12月2日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第35号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。